

○和泉市産業集積促進条例施行規則

平成25年9月30日

規則第68号

改正 平成28年3月25日規則第28号

令和3年3月29日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市産業集積促進条例（平成25年和泉市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(産業集積促進地域)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- (1) 和泉市テクノステージ一丁目からテクノステージ三丁目まで
- (2) 和泉市あゆみ野一丁目からあゆみ野四丁目までのうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域

(操業計画の申請及び認定)

第4条 条例第4条第1項の認定を受けようとする企業等は、建物の取得等をする日（新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）の場合にあっては、当該新築等に係る工事に着手する日）までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 操業計画
- (2) 操業計画認定申請書（様式第1号）
- (3) 条例第8条の条件を遵守する旨の誓約書（様式第2号）

2 市長は、条例第4条第2項の認定をしたとき又は認定をしない旨の決定をしたときは、当該認定の申請を行った企業等に対し、操業計画認定可否決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（操業計画の変更）

第5条 条例第4条第3項の変更の認定を受けようとする認定企業等は、速やかに操業計画変更認定申請書（様式第4号）に当該変更の内容を記載した書面等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第4条第3項の変更の認定をしたとき又は認定をしない旨の決定をしたときは、当該変更の認定の申請を行った認定企業等に対し、操業計画変更認定可否決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 条例第4条第3項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 操業の開始の予定日の変更（当該変更後の日が当初の操業計画の前後各30日以内のものに限る。）
- (2) 事業の用に供する設備の追加又は変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める変更

（補助金の交付申請等）

第6条 条例第7条第1項の申請は、市長の指示する期日までに、補助金交付申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、条例第7条第2項の交付を決定したときは、当該交付の申請をした認定企業等に対し、補助金交付決定通知書（様式第7号）

により通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 条例第8条第2項の規則で定める条件は、次のとおりとする。

- (1) 納税義務
- (2) 市が定める諸規定

(実績報告等)

第8条 条例第9条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 建物の取得をし、又は工事に着手したとき 建物取得等届(様式第8号)
- (2) 操業又は営業を開始したとき 操業等開始届(様式第9号)

2 条例第9条第2項の規定による報告は、別に定める期日までに、納税報告書(様式第10号)を市長に提出することにより行わなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、条例第9条第2項の規定による報告を受けた場合において、当該書類の審査等により、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第11号)により認定企業等に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた認定企業等は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(認定企業等の承継届等)

第10条 条例第10条第1項の規定による届出は、認定企業等承継届（様式第13号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の場合において、市長は、認定企業等の承継者が条例第3条の対象者に該当し、引き続き補助金の交付を行うことが適当であると認めるときは、当該承継者に補助を行うものとする。

（立入検査員証）

第11条 条例第11条第2項の証明書は、立入検査員証（様式第14号）とする。

（取消し等の措置）

第12条 市長は、条例第12条第1項の規定による取消しを行ったときは、遅滞なく、同項の認定等を取り消された企業等に対し、操業計画認定取消通知書（様式第15号）又は補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第12条第2項の返還請求をするときは、前項の企業等に対し、補助金返還請求書（様式第17号）により通知するものとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（和泉市企業誘致促進条例施行規則の廃止）

2 和泉市企業誘致促進条例施行規則（平成9年和泉市規則第29号）は、廃止する。

(和泉市企業誘致促進条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

- 3 和泉市産業集積促進条例の施行の日前に、同条例附則第2項の規定による廃止前の和泉市企業誘致促進条例（平成9年和泉市条例第21号）第4条第1項の規定により奨励措置対象企業等として指定を受けた企業等に係る奨励金の交付等については、この規則による廃止前の和泉市企業誘致促進条例施行規則第4条、第5条及び第7条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第27号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により提出された書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間所要の調整をして使用することができる。